

空き地に繁茂した雑草等について 回覧

空き地は、適正な管理がされていないと、**病害虫の発生、ごみの不法投棄、枯れ草による火災等**を発生させてしまう恐れがあります。

空き地の管理責任について

空き地は、**所有者等に管理責任**があります。空き地の不適切な管理から周辺住民に被害を与えてしまった場合、その所有者等が管理責任を問われることもあります。空き地所有者の方は、日頃より空き地の草刈り、清掃等を実施し、**近隣住民の迷惑にならないよう空き地の適正管理**をお願いします。

印西市空き地の雑草等の除去に関する条例

市では、「印西市空き地の雑草等の除去に関する条例」を施行し、空き地が管理不良状態のおそれがあると市が認めたとき、空き地の所有者に対し、雑草等の除去に必要な措置をとるよう指導、勧告等が出来るようになりました。空き地の管理不良状態を解消し、市民の生活環境の保全に努めます。

※詳細については、印西市ホームページを参照 <https://www.city.inzai.lg.jp/0000015439.html>



雑草が繁茂し、適正管理がされていない空き地
※上記は参考画像になります。



雑草を除去した後の空き地

空き地の雑草等の除去に関するお問い合わせ

印西市環境保全課 0476-33-4495 (直通)

農地や空き家、道路の管理等については、下記担当へ直接ご相談ください。

○農地に関することでお困りの場合
印西市農業委員会
0476-33-4707 (直通)

○国道・県道の雑草についてお困りの場合
千葉県印旛土木事務所管理課
043-483-1143 (直通)

○空き家の管理不全等でお困りの場合
印西市建築指導課
0476-33-5657 (直通)

○市道の雑草についてお困りの場合
印西市土木管理課
0476-33-4669 (直通)